

# 大気汚染防止法政省令の改正について

## 1 趣旨

アスベスト問題に関する社会の関心の高まりを受け、平成17年7月、「アスベスト問題に関する関係閣僚による会合」が開催され、政府としての「アスベスト問題への当面の対応」が取りまとめられました。「当面の対応」においては、建築物の解体現場等におけるアスベストの飛散予防措置の徹底を図ること、具体的には、「大気環境への飛散防止措置の対象となる解体・補修作業の規模要件等を撤廃する」ため、「平成18年2月までに関係規定を改正」すること等が盛り込まれました。

このことを受け、環境省は、平成17年9月に「建築物の解体等における石綿飛散防止検討会」を設置して、関係規定の改定のための検討作業を進め、同年12月に大気汚染防止法施行令及び施行規則の一部改正を行い、これらは平成18年3月1日から施行されることとなりました。

## 2 内容

### (1) 改正政令

#### ① 特定建築材料の指定

規制の対象となる特定建築材料として、石綿を含有する断熱材等を追加する。

従 来：吹付け石綿

改正後：吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材

#### ② 特定粉じん排出等作業の指定

規制の対象となる特定粉じん排出等作業について、規模等の要件を撤廃する。

従 来：耐火建築物又は準耐火建築物で延べ面積が $500\text{m}^2$ 以上のものを解体、改造又は補修する作業であって、その対象となる建築物における特定建築材料の使用面積の合計が $50\text{m}^2$ 以上であるものを解体、改造又は補修する作業

改正後：特定建築材料が使用されている建築物を解体、改造又は補修する作業

### (2) 改正省令

アスベストの飛散予防のために遵守すべき作業基準を改正し、工事の施工者に対し作業の内容を見やすい場所に掲示することを義務づける等の措置を講じる。